商品分類に関する指針(理事会決議)案

新 設	旧申し合せ
商品分類に関する指針(理事会決議)(案)	商品分類(旧申し合せ)
目的	商品の分類方法
本指針は、投資者・受益者が投資信託(公募の投資信託受益証券を対象とするものとする。)を購入	商品の分類方法については、以下の方法によるものとする。
する等の商品選択の利用に資するために、わかりやすく商品を分類し、かつ、その分類を目論見書	1.株式投信単位型(ファミリー・ファンド、ユニット)
等の表紙等に記載するための指針を示すものであり、委託業者は、以下に定める方法により分類す	1) 株式型 株式を主たる投資対象とするもの。
るものとする。	2) 国債型 国債を主たる投資対象とするもの。
	(信託約款上の区分による)
. 目論見書等の表紙へ記載する商品分類	
目論見書等の表紙に記載する商品分類は、原則として以下の1.2.3.を組合せたものとする。ま	2.株式投信単位型(スポット)
た、4.に掲げる分類に該当する場合には1.2.3.に加えて当該分類を表示するものとする。	1) 国内株式型
	a.一般型 約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの。
1. 単位型投信·追加型投信の区分	b.大型株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の大型株(上場株式
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切	数 2 億株以上、但し、1 単位千株以外の銘柄は 1 単位千株を基準に修正した株式数)に投資
行われないファンドをいう。	するもの。
(2)追加型投信一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産と	c.中小型株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の中型・小型株に
ともに運用されるファンドをいう。	投資するもの。
	d . 店頭株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の店頭登録株に投
2. 投資対象地域による区分	資するもの。
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国	e.特定産業型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、国内の特定の業種あるいはテ
内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。	ーマに投資を行うもの。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海	2) 国際株式型
外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。	a.一般型 約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的	b. 北米型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として北米の株式に投資するも

に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第8条第2号に規定する証券投資信託をいる。

. 目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類

下記の分類に該当する場合には、 . に掲げる商品分類に加え、当該分類を目論見書等の表紙へ記載するものとする。

(1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指

旧申し合せ

の。

- c.アジア・オセアニア型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として日本を除くアジアと オセアニアの株式に投資するもの。
- d.欧州型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として欧州の株式に投資するもの。
- e.中南米型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として中南米の株式に投資する もの。
- f.アフリカ型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主としてアフリカの株式に投資するもの。
- 3) バランス型 約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの。(投資対象は国内・外国を問わず)
- 4)転換社債型 約款上の株式組入限度 30%以下のファンドで、主として転換社債に投資するもの。(投資対象は国内・外国を問わず)
- 5)インデックス型
- a. 日経225連動型 約款上、株式への投資に制限を設けず、日経225指数に連動する運用成果 を目指すもの。
- b. TOPIX 連動型 約款上、株式への投資に制限を設けず、TOPIX 指数に連動する運用成果を目指すもの。
- c. 日経300連動型 約款上、株式への投資に制限を設けず、日経300指数に連動する運用成果 を目指すもの。
- d. その他インデックス連動型 約款上、株式への投資に制限を設けず、上記a~c以外の指数に連動する運用成果を目指すもの。
- 6)派生商品型 派生商品を積極的に活用するファンドでヘッジ目的以外に用いるもの。

3.株式投信追加型

- 1) 国内株式型
- a.一般型 約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの。
- b.大型株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の大型株(上場株式

す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

. 商品の属性区分

目論見書等の本文(表紙を除く全てのものをいう。ただし、特殊型の小分類は表紙にも記載できるものとする。)の商品説明においては、「. . . の分類に加え、以下に掲げる属性区分及びその定義を使用して説明するよう努めるものとし、これらの属性区分等を集約して掲載する箇所を設けることが望ましい。なお、これは、各社の独自のファンド説明を妨げるものではない。

1. 投資対象資産による属性区分・・・・の定義における収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載するものとする。なお、収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる場合には、その旨を明記し、・・の定義に基づく表紙における記載との差異に言及するよう努めるものとする。

(1)株式

一般・・・次の大型株・中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある ものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

国債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記

旧申し合せ

数2億株以上、ただし、1単位千株以外の銘柄は1単位千株を基準に修正した株式数)に投資するもの。

- c.中小型株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の中型・小型株に 投資するもの。
- d.店頭株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の店頭登録株に投資するもの。
- e.業種別選択型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、国内の業種別あるいはテーマ別に投資を行うファンドでグループが構成され、その間で投資者が選択し、乗換えも可能なもの。
- f.ミリオン型 給与天引き方式による累積投資専用ファンドでミリオンの名称を用いているもの。
- 2) 国際株式型
- a.一般型 約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの。
- b. 北米型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として北米の株式に投資するもの。
- c.アジア・オセアニア型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として日本を除くアジアと オセアニアの株式に投資するもの。
- d.欧州型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として欧州の株式に投資するもの。
- e.中南米型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として中南米の株式に投資する もの。
- f.アフリカ型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主としてアフリカの株式に投資するもの。
- 3) バランス型 約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの。(投資対象は国内・外国を問わず)
- 4) 転換社債型 約款上の株式組入限度 30%以下のファンドで、主として転換社債に投資するもの。(投資対象は国内・外国を問わず)
- 5)インデックス型
- a. 日経225連動型 約款上、株式への投資に制限を設けず、日経225指数に連動する運用成果

載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する 旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として 投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3)不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入 比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列 挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。 年6回(隔月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるもの をいう。

年 12 回(毎月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載

旧申し合せ

を目指すもの。

- b. TOPIX 連動型 約款上、株式への投資に制限を設けず、TOPIX 指数に連動する運用成果を目指すもの。
- c. 日経300連動型 約款上、株式への投資に制限を設けず、日経300指数に連動する運用成果 を目指すもの。
- d. その他インデックス連動型 約款上、株式への投資に制限を設けず、上記a~c以外の指数に連動する運用成果を目指すもの。
- 6)業種別インデックス型
- a.建設·不動産株型 約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の建設業·不動産業に属する株式に投資するもの。
- b.医薬品·食品株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の医薬品業 食品業に属する株式に投資するもの。
- c.化学・繊維・紙パルプ株型 約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の化学業、繊維業、紙パルプ業に属する株式に投資するもの。
- d.石油·非鉄株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の石油業、非 鉄業に属する株式に投資するもの。
- e.鉄鋼・造船株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の鉄鋼業、造船業に属する株式に投資するもの。
- f.電機・精密株型 約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の電気機器業、 精密機械業に属する株式に投資するもの。
- g.自動車・機械株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の自動車 業、機械業に属する株式に投資するもの。
- h.商業株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の商業に属する株式 に投資するもの。
- i. 金融株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の金融業に属する株式に投資するもの。
- j. 公益株型 約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内の公益事業に属する 株式に投資するもの。

があるものをいう。

日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。 その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 分配による属性区分

分配···目論見書又は投資信託約款において、決算期に分配する旨の記載があるものをいう。

無分配・・・目論見書又は投資信託約款において、信託計算期間中分配しない旨の記載があるものをいう。

4. 投資対象地域による属性区分: (重複使用可能)

グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本・・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産 を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産 を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

旧申し合せ

- 7)派生商品型 派生商品を積極的に活用するファンドでヘッジ目的以外に用いるもの。
- 8)限定追加型 当初設定後一定期間は新規資金による追加設定が可能だが、その後の追加設定は分配金による再投資もしくはスイッチングのみのもの

4. 公計債投資信託

1) 単位型

国内債券型 主として国内債券に投資するもの。

外国債券型 主として外国債券に投資するもの。

内外債券型 内外の債券に投資するもの。

派生商品型 派生商品を積極的に活用するファンドでヘッジ目的以外に用いるもの。 長期国債ファンド型

- a. 分配型 主として国内の長期国債に投資するもので一般投資家向けのもの。
- b.無分配型 主として国内の長期国債に投資するもので一般投資家向けのもの。
- 2)追加型

国内債券型

- a.3ヵ月決算型 主として国内の債券に投資するもので、1~3ヵ月に一度決算をするもの。
- b.6ヵ月決算型 主として国内の債券に投資するもので、4~6ヵ月に一度決算をするもの。
- c.1年決算型 主として国内の債券に投資するもので、7ヵ月~1年に一度決算をするもの。 外国債券型
- a.3ヵ月決算型 主として外国の債券に投資するもので、1~3ヵ月に一度決算をするもの。
- b.6ヵ月決算型 主として外国の債券に投資するもので、4~6ヵ月に一度決算をするもの。
- c.1年決算型 主として外国の債券に投資するもので、7ヵ月~1年に一度決算をするもの。 内外債券型
- a.3ヵ月決算型 内外の債券に投資するもので、1~3ヵ月に一度決算をするもの。
- b.6ヵ月決算型 内外の債券に投資するもので、4~6ヵ月に一度決算をするもの。
- c.1年決算型 内外の債券に投資するもので、7ヵ月~1年に一度決算をするもの。

派生商品型 派生商品を積極的に活用するファンドでヘッジ目的以外に用いるもの。

MMF型 内外の債券に運用し、日々決算を行うもの。

新設	旧申し合せ
中近東(中東)・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東	5.ファンド・オブ・ファンズ
地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。	主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザー信託を
エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマー	除(。))に投資するもの。
ジング地域(複数の新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。	
5. 投資形態による属性区分	
ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファ	
ンズにのみ投資されるものを除〈。)を投資対象として投資するものをいう。	
ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オ	
ブ·ファンズをいう。	
6. 為替ヘッジによる属性区分	
為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産	
に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。	
為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記	
載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。	
7. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分	
日経 225	
TOPIX	
その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。	
8. 特殊型	
ブル・ベア型目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、	
積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しく	
は逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。	
条件付運用型目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊	

な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額 償還価額 収益分配金等)や信

新	設	旧申し合せ	
7371	IX	ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロ	

託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に 左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指 す旨の記載があるものをいう。

その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも 該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

. 商品分類を記載するに当たっての注意事項

商品分類(. 及び . の分類をいうものとし、 . の特殊型の小分類を表紙に記載する場合には、 当該特殊型の小分類を含むものとする。以下同じ。)を目論見書等の表紙へ記載するに当たっては、 商品分類の体系がわかるよう商品分類及びその定義(以下「商品分類等」という。)を当該目論見書に 記載するものとする。なお、目論見書等への記載に替えて当協会ホームページアドレス等を記載する等、投資者の利便性に資する方法を記載しても差し支えないものとする。

附 則

- 1. この理事会決議は、平成 年 月 日から実施し、実施日以降に設定したファンドに適用する。
- 2. この理事会決議の実施日前に設定したファンドについては、実施日から起算して 1 年を経過する日から適用する。ただし、委託業者が必要と認めた場合には 1 年を経過する日までの期間中にこの理事会決議の規定を適用することを妨げない。